

●香川県警察本部告示第4号

道路交通法実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年11月29日

香川県警察本部長 筋 伊知朗

道路交通法実施規程の一部を改正する規程

道路交通法実施規程（平成12年香川県警察本部告示第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(停止処分者講習の細目)	(停止処分者講習の細目)
第48条 略	第48条 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習（以下「停止処分者講習」という。）は、施行規則第38条第3項及び施行細則第85条に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。
(1) 略	(1) 略
(2) 略	(2) 運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）第7条第2項に規定する者であつて、次のいずれにも該当しないものにより行うこと。
ア 略	ア 略
イ 法第117条の2第11号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者	イ 法第117条の4第4号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
ウ 自動車等の運転に関し刑法（明治40年法律第45号）第208条の2若しくは第211条第2項の罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者	ウ 自動車等の運転に関し刑法（明治40年法律第45号）第208条の2若しくは第211条第2項の罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
(3)～(5) 略	(3)～(5) 略
(大型車等講習の細目)	(大型車等講習の細目)
第49条 略	第49条 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習は、施行規則第38条第4項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。
(1) 略	(1) 略
(2) 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型車講習（施行規	(2) 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型車講習（施行規

則第38条第4項第1号の表の大型車講習をいう。以下同じ。)にあっては大型自動車を運転することができる免許(仮免許を除く。)を現に受けている者(当該免許の効力を停止されている者を除く。)、中型車講習(同表の中型車講習をいう。以下同じ。)にあっては中型自動車を運転することができる免許(仮免許を除く。)を現に受けている者(当該免許の効力を停止されている者を除く。)、普通車講習(同表の普通車講習をいう。以下同じ。)にあっては普通自動車を運転することができる免許(仮免許を除く。)を現に受けている者(当該免許の効力を停止されている者を除く。)に限る。以下「大型免許等に係る届出自動車教習所指導員」という。)により行うこと。

ア・イ 略

ウ 略

(ア)・(イ) 略

(ウ) 法第117条の2の2第11号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(エ) 自動車等の運転に関し刑法第208条の2若しくは第211条第2項の罪又は法に規定する罪((ウ)に規定する罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(オ) 略

(3)・(4) 略

(大型二輪車講習及び普通二輪車講習の細目)

則第38条第4項第1号の表の大型車講習をいう。以下同じ。)にあっては大型自動車を運転することができる免許(仮免許を除く。)を現に受けている者(当該免許の効力を停止されている者を除く。)、中型車講習(施行規則第38条第4項第1号の表の中型車講習をいう。以下同じ。)にあっては中型自動車を運転することができる免許(仮免許を除く。)を現に受けている者(当該免許の効力を停止されている者を除く。)、普通車講習(施行規則第38条第4項第1号の表の普通車講習をいう。以下同じ。)にあっては普通自動車を運転することができる免許(仮免許を除く。)を現に受けている者(当該免許の効力を停止されている者を除く。)に限る。以下「大型免許等に係る届出自動車教習所指導員」という。)により行うこと。

ア・イ 略

ウ 法第99条の3第4項第1号に該当する者(大型車講習にあっては大型免許、中型車講習にあっては中型免許、普通車講習にあっては普通免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程(自動車安全運転センターが行う届出自動車教習所の職員に対する自動車の運転に関する研修の課程で届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第1号)第1条第2項第1号ロの規定により国家公安委員会が指定するものをいう。以下同じ。)で大型車講習にあっては大型免許、中型車講習にあっては中型免許、普通車講習にあっては普通免許に係るものを修了した者であって、次のいずれにも該当しないもの

(ア)・(イ) 略

(ウ) 法第117条の4第4号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(エ) 自動車等の運転に関し刑法第208条の2若しくは第211条第2項の罪又は法に規定する罪((ウ)に規定する罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(オ) 略

(3)・(4) 略

(大型二輪車講習及び普通二輪車講習の細目)

第50条 略

(1) 略

(2) 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型二輪車講習（施行規則第38条第5項第1号の表の大型二輪車講習をいう。以下同じ。）にあっては大型二輪車を運転することができる免許を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）、普通二輪車講習（同表の普通二輪車講習をいう。以下同じ。）にあっては普通二輪車を運転することができる免許を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「大型二輪免許等に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行うこと。

ア～ウ 略

(3)・(4) 略

（旅客車講習の細目）

第53条の2 略

(1) 略

(2) 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型旅客車講習（施行規則第38条第7項第2号の表の大型旅客車講習をいう。以下同じ。）にあっては大型第二種免許を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）、中型旅客車講習（同表の中型旅客車講習をいう。以下同じ。）にあっては中型第二種免許を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）、普通旅客車講習（同表の普通旅客車講習をいう。以下同じ。）にあっては普通第二種免許を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「大型第二種免許等に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行うこと。

ア 略

イ 略

第50条 法第108条の2第1項第5号に掲げる講習は、施行規則第38条第5項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 略

(2) 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型二輪車講習（施行規則第38条第5項第1号の表の大型二輪車講習をいう。以下同じ。）について、大型二輪車を運転することができる免許を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）、普通二輪車講習（施行規則第38条第5項第1号の表の普通二輪車講習をいう。以下同じ。）について、普通二輪車を運転することができる免許を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下同じ。）（以下「大型二輪免許等に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行うこと。

ア～ウ 略

(3)・(4) 略

（旅客車講習の細目）

第53条の2 法第108条の2第1項第7号に掲げる講習（以下「旅客車講習」という。）は、施行規則第38条第7項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 略

(2) 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型旅客車講習（施行規則第38条第7項第2号の表の大型旅客車講習をいう。以下同じ。）にあっては大型第二種免許を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）、中型旅客車講習（施行規則第38条第7項第2号の表の中型旅客車講習をいう。以下同じ。）にあっては中型第二種免許を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）、普通旅客車講習（施行規則第38条第7項第2号の表の普通旅客車講習をいう。以下同じ。）にあっては普通第二種免許を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「大型第二種免許等に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行うこと。

ア 略

イ 法第99条の3第4項第1号に該当する者（大型旅客車講習にあっては大型第二種免許、中型旅客車講習にあっては中型第二種免許、普通

(ア)・(イ) 略

(ウ) 法第117条の2の2第11号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(エ)・(オ) 略

(3)・(4) 略

旅客車講習にあっては普通第二種免許に係るものに限る。) 又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型旅客車講習にあっては大型第二種免許、中型旅客車講習にあっては中型第二種免許、普通旅客車講習にあっては普通第二種免許に係るもの修了した者であって、次のいずれにも該当しないもの

(ア)・(イ) 略

(ウ) 法第117条の4第4号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(エ)・(オ) 略

(3)・(4) 略

附 則

- 1 この規程は、平成25年12月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）第1条の規定による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）第117条の4第4号の罪を犯した者に対する改正後の第48条第2号イ、第49条第2号ウ(ウ)又は第53条の2第2号イ(ウ)の規定の適用については、これらの規定中「法第117条の2の2第11号」とあるのは、「法第117条の2の2第11号又は道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）第1条の規定による改正前の法第117条の4第4号」とする。